

第八十回国会 内閣委員会議録第一号

本国会召集日(昭和五十一年十二月三十日)未曜日(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 正示啓次郎君
理事 木野 晴夫君
理事 竹中 修一君
理事 木原 実君
理事 鈴木 康雄君
理事 逢沢 英雄君
理事 内田 常雄君
理事 竹下 登君
理事 塚原 俊平君
理事 藤田 義光君
理事 湊 徹郎君
理事 栗林 三郎君
理事 矢山 有作君
理事 新井 彬之君
理事 米沢 隆君
理事 中川 秀直君
理事 近藤 鉄雄君
理事 塚田 徹君
理事 長谷川正三君
理事 宇野 亨君
理事 勝岡君
理事 中馬 辰猪君
理事 中村 弘海君
理事 増田甲子七君
理事 上田 卓三君
理事 梅野 泰二君
理事 安井 吉典君
理事 市川 雄一君
理事 柴田 睦夫君

昭和五十二年二月十八日(金曜日) 午後零時十二分開議

出席委員

- 委員長 正示啓次郎君
理事 木野 晴夫君
理事 竹中 修一君
理事 木原 実君
理事 鈴木 康雄君
理事 逢沢 英雄君
理事 内田 常雄君
理事 竹下 登君
理事 塚原 俊平君
理事 藤田 義光君
理事 湊 徹郎君
理事 栗林 三郎君
理事 矢山 有作君
理事 新井 彬之君
理事 米沢 隆君
理事 中川 秀直君
理事 近藤 鉄雄君
理事 塚田 徹君
理事 長谷川正三君
理事 宇野 亨君
理事 勝岡君
理事 中馬 辰猪君
理事 中村 弘海君
理事 増田甲子七君
理事 上田 卓三君
理事 梅野 泰二君
理事 安井 吉典君
理事 市川 雄一君
理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

- 外務大臣 鳩山威一郎君
文部大臣 海部 俊樹君
厚生大臣 渡辺美智雄君
運輸大臣 田村 元君
國務大臣(総理府総務長官) 藤田 正明君

出席政府委員

- 宮内庁次長 富田 朝彦君
皇室経済主管 石川 一郎君
外務大臣官房長 松永 信雄君
文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省社会教育局長 吉里 邦夫君
文化庁長官 安嶋 彌君
厚生大臣官房長 山下 眞臣君
厚生省医務局長 石丸 隆治君
運輸大臣官房長 山上 孝史君
運輸省航空局長 高橋 寿夫君
氣象庁長官 有住 直介君
内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員外の出席者

- 委員の異動
二月三日
宇野 亨君
塚原 俊平君
中村 弘海君
同日
前尾繁三郎君
三木 武夫君
同日
補欠選任
椎名悦三郎君
前尾繁三郎君
三木 武夫君
同日
補欠選任
宇野 亨君
塚原 俊平君
中村 弘海君

同日十二日

- 柴田 睦夫君
不破 哲三君
同日
柴田 睦夫君
東中 光雄君

同日

- 柴田 睦夫君
東中 光雄君
同日
柴田 睦夫君
東中 光雄君

二月八日

- 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
同日
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
は本委員会に付託された。

同日の會議に付した案件

- 本日の會議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

○正示委員長 これより會議を開きます。まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

- 今会期中、国の行政の改善を図り、公務員制度及び給与の適正を期する等のため、
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、榮典に関する事項

以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○正示委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○正示委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案及び厚生省設置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村国務大臣 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては御説明申し上げます。

今回の改正の第一は、気象庁の付属機関として、東京都清瀬市に気象衛星センターを設置することです。

世界気象機関では、気象等の予報の精度を高めるため世界気象監視計画を定め、五つの静止気象衛星等により地球の全域にわたり気象等の観測を進めることを計画し、わが国もこれに参加して本年七月には静止気象衛星を打ち上げることを予定しております。

このたび設置しよういたします気象衛星センターは、この静止気象衛星の打ち上げに伴い、気象衛星による気象等の観測及び気象通信に関する業務を行わせるものであります。

改正の第二は、気象衛星センターの設置に伴い、気象庁の付属機関として現在置かれていた気象通信所を廃止し、その業務を気象衛星センターに所掌させることとあります。

改正の第三は、運輸省の地方支分部局である東京航空交通管制部の位置を東京都東久留米市から埼玉県所沢市に変更することとあります。

運輸省におきましては、航空交通管制の近代化のため全国的な航空路監視レーダー網と管制情報処理システムの整備を行ってまいりましたが、この一環として、東京航空交通管制部に大型の電子計算機を初め多数の新鋭の機器を導入することといたしました。これらの整備を行うためには、現在の庁舎では狭隘でありますので、埼玉県所沢市に移転することとした次第でございます。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○正示委員長 次に、藤田総理府総務長官。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○藤田国務大臣 たいだいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

改正点は、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定することとあります。内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在それぞれ一億六千七百万円及び千五百三十万円でなっております。これらの定額は、昭和五十年四月に改定されたものであります。その後の経済事情ななく物価の騰勢及び二回にわたる国家公務員給与の引き上げ等の事情を考慮し、内廷費の定額を一億九千万円、皇族費算出の基礎となる定額を千七百六十万円にいたしたいと存じます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○正示委員長 次に、鳩山外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、改正の第一は、在外公館の設置関係であります。昨年独立承認いたしましたアンゴラ及びセーシールの両国にそれぞれ兼轄の大使館を設置するほか、マレーシアのペナンに総領事館を、パラグアイのエンカルナシオンに領事館をそれぞれ実館として設置いたしますとともに、既設の一部の公館につきまして国名、首都名の変更に伴う所要の改正を行うことといたしております。

次に、改正の第二は、在外職員の手当関係であります。新設する在外公館の在外職員の手当につきましては、その月額を改定することとし、住居手当につきましては、特定の在外公館に勤務する在外職員で館長代理となるべき者のその職務の特殊性にかんがみ、住居手当の月額限度額を調整することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○正示委員長 次に、海部文部大臣。

文部省設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

海部国務大臣 たいだいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、文部省の付属機関として国立婦人教育会館を、文化庁の付属機関として国立国際美術館をそれぞれ設置することについて必要な規定を設けるものであります。

国立婦人教育会館は、婦人教育の一層の振興を図るための機関として構想され、昭和四十六年以

来諸般の準備を進め、埼玉県比企郡嵐山町に設置を予定するものであります。

この会館においては、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者を対象とした実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行うことといたしております。

次に、国立国際美術館は、昭和四十五年に大阪府吹田市で開催された日本万国博覧会の趣旨を生かし、同博覧会における万国博覧会美術館の施設を利用して、日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術作品等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うものであります。この美術館は、わが国の芸術文化の振興に資するとともに、わが国と諸外国との相互理解及び友好親善にも寄与できるものと期待している次第であります。

なお、国立婦人教育会館及び国立国際美術館の内部組織は、それぞれ文部省令で定めることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○正示委員長 次に、渡辺厚生大臣。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺国務大臣 たいだいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、新たに付属機関として国立循環器病センターを設置することを主たる内容とするものであります。

脳血管障害、心臓病、高血圧等の疾病に代表される循環器病につきましては、近年における中高年齢層の増加に伴い、その有病率は高く、また、

これによる死亡者数は、昭和五十年においておよそ三十万人にも達し、国民総死亡の約四三%を占めるに至りました。したがって、これが対策は重要な課題となりました。

しかしながら、循環器病対策に必要な早期の検診方法、適確な治療の方法及び効果的な予防の方法がいまだ確立されていないというのが現状でありますので、国の責任において総合的な機関を設け、循環器病に関する診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を強力に推進しようとするものであります。

なお、これに伴い、医務局の事務に国立循環器病センターに関する追加するなどの必要な改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○正示委員長 これにて、趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日火曜日午前十一時三十分理事會、正午から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時二十四分散會

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の八第一項の表中「東久留米市」を「所沢市」に改める。

第六十八条中「気象研究所」を「気象研究所 気象衛生センター」に改め、「気象通信所」を削る。

第七十四条を削り、第七十三条を第七十四条とし、第七十条から第七十二条までを一条ずつ繰り下げ、第六十九条の次に次の一条を加える。

(気象衛生センター)

第七十条 気象衛星センターは、気象、地象及び水象並びにこれらに関する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する気象衛生による観測及び気象通信並びに気象無線報の受信を行う機関とする。

2 気象衛星センターは、清瀬市に置く。

3 気象衛星センターの内部組織は、運輸省令で定める。

理由

気象、地象、水象等に関する気象衛星による観測及び気象通信等を行わせるため気象庁の附属機関として気象衛星センターを設置するとともに、気象通信所を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「一億六千七百万円」を「一億九千万円」に改める。

第八条中「千五百三十万円」を「千七百六十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の六」を「第十九条の七」に改める。

第十條第一項中「前条」を「第九条」に改める。

第十二條第一項ただし書中「(配偶者を伴う在外職員以外の者)に於ては、その額の百分の八十に相当する額」を「(次項において「限度額」という)に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員に

別表第一の一 大使館の表中近東の項中「アッシャーブ」を「アデン」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 配偶者を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く) 限度額の百分の八十に相当する額

二 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第二十五条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの 限度額の百分の百十に相当する額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第二十五条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

第十五条の二中「一万二千元」を「二万八千元」に改める。

別表第一の一 大使館の表中近東の項中	「アッシャーブ」を「アデン」に改め、	同表アフリカの項中	「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、	同表アフリカの項中	「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、	同表アフリカの項中	「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、
「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」
「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」
「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」
「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」	「在アルジェリア日本国大使館」	「アルジェリア」

別表第一の一 大使館の表中近東の項中「アッシャーブ」を「アデン」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「アルジェリア」に改め、同表アフリカの項中

「エンカルナシオン」に改める。

別表第二の一 大使館の表マントリカの項中「ブルジョエラ」	160,000	510,000	492,500
465,100	413,100	360,600	308,600
272,400	237,800	219,000	201,700
146,800	123,000	181,500	164,100
308,600	272,400	237,800	219,000
362,400	320,500	284,400	260,900
530,000	490,000	470,700	440,600
212,700	196,800	175,400	159,500
470,700	440,600	394,400	345,500
470,700	440,600	394,400	345,500
5,400	159,500	143,600	131,400
5,400	159,500	143,600	131,400
900	245,600	188,700	174,300
410,000	375,600	332,200	288,900
450,000	408,700	363,200	317,200
145,700	131,400	117,100	103,800
159,800	144,600	129,400	117,800
362,900	326,000	287,200	250,400
123,000	109,000	96,000	83,000
259,500	229,100	200,200	184,300
250,400	221,500	196,900	180,600

附則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セイシエルの各日本国大使館、在ベナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を

別表第一の一 大使館の表アフリカの項の改正規定中「ロレンソ・マルケス」を「マント」に改める。

理由

在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定めるほか、子女教育手当の月額を改定するとともに、外務省設置法の規定により外務大臣が指定する一部の在外職員について任居手当の月額を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第十條第五号の二中「及び国立少年自然の家」を

「国立少年自然の家及び国立婦人教育会館」に改める。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(国立婦人教育会館)

第二十五條の二本省に国立婦人教育会館を置く。

2 国立婦人教育会館は、婦人教育の振興を図るため、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行う機関とする。

3 国立婦人教育会館は、埼玉県に置く。

4 国立婦人教育会館の内部組織は、文部省令で定める。

第三十四條第五号中「国立西洋美術館」の下に

「国立国際美術館」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六條第一項中「国立西洋美術館」を「国立西洋美術館」に改める。

第三十九條の次に次の一条を加える。

(国立国際美術館)

第三十九條の二 国立国際美術館は、日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料(その芸術上、学術上又は歴史上の価値にかんがみ、文化庁の他の附属機関において収集し、保管して公衆の観覧に供することが適当と認められるものを除く。)を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2 国立国際美術館は、吹田市に置く。

3 国立国際美術館の内部組織は、文部省令で定める。

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第十條第五号の二の改正規定及び第二十五條の次に一條を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

婦人教育の振興を図るため国立婦人教育会館を、芸術文化の振興に資するため国立国際美術館をそれぞれ設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第十條中「左の」を「次の」に改め、同條第十

号中「国立ら研究所」を「国立ら研究所」に改め、同條に次の一号を加える。

十二 国立循環器病センターに関すること。

第十五條中「の外」を「のほか」に、「左の」を

「次の」に、「国立がんセンター」を「国立がんセンター」に改める。

第二十三條の三の次に次の一條を加える。

(国立循環器病センター)

第二十三条の四 国立循環器病センターは、循環器病に関し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

2 国立循環器病センターは、大阪府に置く。

3 国立循環器病センターの内部組織は、厚生省令で定める。

第三十一条中「国立がんセンター」の下に「及び国立循環器病センター」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(国立病院特別会計法の一部改正)

2 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び国立がんセンター」を「、国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改め、同条第二項中「国立がんセンター」の下に「、国立循環器病センター」を、
「、国立がんセンター」の下に「、国立循環器病センター」を加える。

第四条第一項中「及び国立がんセンター」を「、国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

3 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「及び国立がんセンター」を「、国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改める。

理由

厚生省の附属機関として、新たに循環器病に関する診断及び治療、調査研究等を行う国立循環器病センターを設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

